

2023年度②

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法②

I 約束手形法における白地手形の白地補充権の意義と性質について説明しなさい。  
(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 京都市に本店を置く甲株式会社(以下「甲社」という)は、古美術や近代絵画などの美術品を幅広く扱う老舗の美術商である。甲社は、公開会社ではなく、その機関設計としては取締役会と監査役を設置している。甲社の役員構成は、取締役として、代表取締役会長A、代表取締役社長B、常務取締役Cの3名が在任し、また、監査役として、Dが在任する。この中で、A、B、Dの3名は、創業一族の一員であり、BはAの長女、DはAの妻である。Aは、老齢でありまた持病が悪化していることから最近ほとんど店舗には顔を出さず、Bからの相談に自宅で応じている実態にある。Cは、東京銀座の美術商で修業を積み一流の目利きとの評判を得ていたところ、10年前に、当時は元気であったAが甲社に引き抜いたという経緯がある。Cは、Aのことは尊敬していたが、Bに対しては、美術の知識や鑑定眼もないのにオーナー然としてCに厳しく当たるものとして反感を抱いていた。甲社は、月1回、経営会議の名目で定例の取締役会を開会していたが、近年は、AとDは全く出席せず、BとCの相談の場となっていた。甲社は、従来は、京阪神在住の馴染みの富豪を顧客として商いを行っていたが、この2年間は、対面営業が難しかったこともあり、オンライン形式で全国の顧客を開拓する営業に注力している。令和3年6月10日、Cは、東京都に本店を置く美術商である乙株式会社(以下「乙社」という)の発行済みの全株式を譲り受けて取得した(以下「本件取得」という)。Cは、本件取得について、甲社の他の役員には、全く報告していない。Cは、乙社の取締役には就任していないが、本件取得と同時に甲社から引き抜いて退職させた中核従業員であるEを、乙社の代表取締役にすえた。Eは、甲社を退職するに当たり、一身上の都合とのみBに伝えていた。乙社は、東京時代に培ったCの東京における顧客人脈や、Eの京都での仕入れルートをフルに活用し、この1年で、またたく間に売り上げや利益を伸ばしている。一方で、甲社の売り上げや利益は、令和3年6月以降、顕著に低下し、その主因は、Eの退職

によるものであった。

令和4年7月に、上記の経緯を従業員から告発されたBは、甲社の顧問弁護士であるXに、Cに対する法的措置につき相談した。Xの解答を起案しなさい。なお、甲社の株式は、A、B、Dの3名で100%保有しているものとする。(40点)

〔2〕 大阪市に本店を置くX株式会社（以下「X社」という）は、中華料理のチェーン店を展開している公開・大会社であり、金融商品取引所に上場している。X社は、監査役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。令和4年5月6日に、X社の株式を1年前より1パーセント継続保有しているAが、X社の代表取締役社長Bを訪問し、次の①～③の要請を行った。①X社が販売している「餃子」に、わが国では認可されていない食品添加物が中国の工場における製造過程で使用され混入していることが判明した。② ①について、来る同年6月に開催されるX社の定時株主総会（以下「本件総会」という）で、質問し、X社の経営陣の責任を追及するつもりである。③ ただし、Aが責任編集している情報誌を1冊1万円で200冊購入してくれれば（以下「本件購入」という）、②の対応は取りやめることとする。Bが担当部門に指示し調査したところ、①の事実が正しいことが確認された。そこで、Bは、取締役総務部長Cに指示し、同年5月20日に本件購入を実行した。本件購入は、X社の子会社であるY社の計算で行われた。なお、1冊1万円の情報誌の作成原価は、どう大きく見積もっても、1冊1000円であったものとする。本件総会にはAが出席し、Bとの口約束に反して、①の事実とX社の経営陣の責任を追及した。議長のBは激しく動揺し、「Aのご指摘につき早急に調査する。」と答えるのがやっとならであった。その後、X社の総務部職員からマスコミへの告発により一連の事実が発覚した。

X社の株主であるDは、いわゆる株主代表訴訟により、A、B、Cの会社法上の民事責任を追及することとした。A、B、Cが各々負うべき民事責任につき、具体的に論じなさい。(40点)